

21 福保高介第 1069 号

平成 22 年 1 月 5 日

各区市町村介護保険主管課（室）長 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課長 藤井麻里子

（公 印 省 略）

既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型  
共同生活介護事業所の設備に関する基準の取扱いについて

標記の件について、厚生労働省老健局高齢者支援課から別添写のとおり通知があったので、連絡します。

この旨ご了知の上、貴区市町村所在の介護保険事業所及び関係団体等へ周知していただきますよう、お願いします。

介護保険課 TEL.03-5320-4594（担当・原、原島）

老高発1225第1号  
平成21年12月25日

東京都介護保険主管（部）局長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型  
共同生活介護事業所の設備に関する基準の取扱いについて

介護保険制度の円滑な推進について、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年10月23日に緊急雇用対策本部において、緊急雇用対策をとりまとめ、介護分野においても未来の成長分野として雇用創出の推進を図ることといたしております。

今般、認知症対応型共同生活介護の設備に関する基準について、別添のとおり取扱うことにより、用地確保の困難性など、都市部の実情に応じて、認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居を2から3へ拡大し、整備の促進を図ることにより、雇用の創出に努めることとしているので御承知願います。

つきましては、本通知について御了知いただくとともに、管内介護保険事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。



( 別 添 )

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号(以下「指定基準」という。))第93条により、指定認知症対応型共同生活介護事業所が有することができる共同生活住居は1又は2までとしているところです。

当該規定について、既成市街地等(別紙参照)及びこれに準ずる地域においては、介護保険法第78条の4第4項の規定を活用することにより、市区町村の判断に基づき、3までの共同生活住居を有することができるものである旨通知いたします。

この取扱いは、大都市部においては新たな用地確保が困難である等の都市部特有の実情により、地域密着型サービスの本質である高齢者が住み慣れた地域での生活の継続が困難となっていることを踏まえ、「指定地域密着型サービスの基準を下回らない範囲の基準」(介護保険法施行規則第131条の12)として認められるものです。したがって、この取扱いは、既成市街地等及びこれに準ずる地域に限り適用されるものであるので留意願います。なお、共同生活住居ごとの夜勤職員及び計画作成担当者の配置等に関する取扱いの基準については、何ら変更するものではないことを申し添えます。

更に、3の共同生活住居を有することを認める場合にあっても、指定基準等に基づき、適切なサービスの提供が確保されることが必要であり、市区町村におかれては、当該事業所の指定にあたって、十分な審査及び指導をお願いいたします。

— 参 考 —

○介護保険法第78条の4

4 市町村は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

○介護保険法施行規則第131条の12

(指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲)  
市町村は、法第七十八条の四第四項の規定により、指定地域密着型サービス基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

## ○ 既成市街地等の範囲

～国税庁ホームページより一部抜粋～

既成市街地等とは、租税特別措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域をいいます。

既成市街地等と定められている区域は、次表に掲げる区域です。

既成市街地等の範囲の表

	都府県名	既成市街地等
首都圏 ※首都圏整備法第2条第3項により規定する規制市街地	東京都	23区・武蔵野市の全域 三鷹市の特定の区域
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏 ※近畿圏整備法第2条第3項により規定する規制都市区域	大阪府	大阪市の全域 守口市・東大阪市・堺市の特定の区域
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域
中部圏 ※ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表により掲げる地域	愛知県	名古屋市の特定の区域

(参考条文)

租税特別措置法第37条、租税特別措置法施行令第25条、租税特別措置法施行規則第18条の5、首都圏整備法第2条、首都圏整備法施行令第2条、首都圏整備法施行令別表、近畿圏整備法第2条、近畿圏整備法施行令第1条、近畿圏整備法施行令別表、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表